

予防規程作成チェック表

本チェック表は、本申請で認可を受ける予防規程の事項（本編、細則）を、消防署と事業者が相互に確認するために使用する管理用ツールです。作成、変更する予防規程の本編、細則の空欄に○を記入してください。

予防規程の認可申請時に、記入したチェック表と作成した予防規程を予防規程制定(変更)認可申請書に添付して申請してください。

予防規程（本編）※全ての危険物施設が共通して作成する事項		作成	変更
本編【 <u>危規則第 60 条の 2 第 1 項第 1 号～8 号の 2、第 11 号～14 号、東京都震災対策条例、東京都帰宅困難者対策条例関係</u> 】 ＜作成の必要がある施設＞全ての危険物施設			

予防規程（細則）※危険物施設の特殊性に応じて追加で作成する事項			
1 災害対応に係る細則		作成	変更
細則 1－1	風水害被害が想定される施設が講じる風水害対策 ＜作成の必要がある施設＞地方公共団体等が作成するハザードマップ等において、風水害による被害が想定される危険物施設		
細則 1－2	津波被害が想定される施設が講じる津波対策 ＜作成の必要がある施設＞地方公共団体等が作成する津波浸水想定区域図等において津波による浸水が想定される地域にある危険物施設		
細則 1－3	強化地域に所在する危険物施設の震災対策【 <u>危規則第 60 条の 2 第 2 項関係</u> 】 ＜作成の必要がある施設＞①及び②に当てはまる危険物施設 ①大規模地震対策特別措置法第 3 条第 1 項に規定する地震防災対策強化地域として指定された地域（東京消防庁管内は、新島村、神津島村、三宅村が該当する。）にある危険物施設 ②大規模地震対策特別措置法第 6 条第 1 項に規定する指定行政機関の長または指定公共機関以外が所有等する危険物施設		
細則 1－4	推進地域に所在する危険物施設の南海トラフ地震対策【 <u>危規則第 60 条の 2 第 4 項関係</u> 】 ＜作成の必要がある施設＞①から③のすべてに当てはまる危険物施設 ①南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 3 条第 1 項に規定する南海トラフ地震防災対策推進地域（東京消防庁管内は、伊豆諸島、小笠原諸島が該当する。）にある危険物施設 ②南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 5 条第 1 項に規定する指定行政機関の長または指定公共機関以外が所有等する危険物施設 ③南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 4 条第 1 項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者が所有等する危険物施設		

2 給油取扱所に係る細則		作成	変更
細則 2-1	給油取扱所の自主保安基準【 <u>危規則第 60 条の 2 第 1 項関係（給油取扱所に係る部分（危規則第 60 条の 2 第 1 項第 8 号の 5 及び 6 を除く。）に限る。）</u> 】 ＜作成の必要がある施設＞全ての給油取扱所		
細則 2-2	顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の自主保安基準【 <u>危規則第 60 条の 2 第 1 項第 8 号の 6 関係</u> 】 ＜作成の必要がある施設＞顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所		
細則 2-3	可搬式制御機器の使用に係る自主保安基準 ＜作成の必要がある施設＞顧客自らの給油作業等を制御するために可搬式制御機器を使用する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所		
細則 2-4	携帯型電子機器の使用に係る自主保安基準 ＜作成の必要がある施設＞接客、施設や在庫の管理及び点検等の業務にタブレット端末等の携帯型電子機器を使用する給油取扱所（可搬式制御機器のみを使用する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所を除く）		
細則 2-5	屋外で物品販売等の業務を行う給油取扱所の自主保安基準 ＜作成の必要がある施設＞営業時間内に屋外で物品販売等の業務を行う給油取扱所		
細則 2-6	給油業務時間外に給油業務に係る勤務員以外が出入りする給油取扱所の自主保安基準【 <u>危規則第 60 条の 2 第 1 項第 8 号の 5 関係</u> 】 ＜作成の必要がある施設＞給油業務時間外に、販売等の業務（祭礼又はイベント等の一時的利用を除く。）を行う等の理由により給油業務に係る勤務員以外の者が出入りする給油取扱所		
細則 2-7	震災時等に緊急用ポンプを使用する給油取扱所の自主保安基準 ＜作成の必要がある施設＞震災時等に緊急用ポンプを使用する給油取扱所		
細則 2-8	震災時等に緊急用発電機を使用する給油取扱所の自主保安基準 ＜作成の必要がある施設＞震災時等に緊急用発電機を使用する給油取扱所		
細則 2-9	急速充電設備の監視等に係る自主保安基準 ＜作成の必要がある施設＞電気自動車に充電する急速充電設備を設置する給油取扱所		
細則 2-10	圧縮天然ガス等充填設備を設置する給油取扱所の自主保安基準 ＜作成の必要がある施設＞圧縮天然ガス又は液化石油ガス等を内燃機関の燃料として用いる自動車等に圧縮天然ガス又は液化石油ガス等を充填する設備を設置する給油取扱所		
細則 2-11	圧縮水素充填設備を設置する給油取扱所の自主保安基準 ＜作成の必要がある施設＞水素自動車に水素を充填するための設備を設置する給油取扱所		

細則 2-12	<u>情報提供型A I システムを導入する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の自主保安基準</u> <作成の必要がある施設>情報提供型A I システムを導入する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所		
細則 2-13	<u>L P G バルク貯槽を設置する給油取扱所の自主保安基準</u> <作成の必要がある施設>コインランドリー又は事務所で使用する燃料を貯蔵するL P G バルク貯槽を設置する給油取扱所		
細則 2-14	<u>建築物の屋上に設ける航空機給油取扱所の自主保安基準</u> <作成の必要がある施設>建築物の屋上に設置する航空機給油取扱所		
細則 2-15	<u>条件付自動A I システムを導入する顧客自ら給油等をさせる給油取扱所の自主保安基準</u> <作成の必要がある施設>条件付自動型A I システムの導入に向けた実証実験を実施する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所		
3 一般取扱所に係る細則		作成	変更
細則 3-1	<u>N A S 電池の遠隔制御等を行う一般取扱所の自主保安基準</u> <作成の必要がある施設>N A S 電池の遠隔制御等（N A S 電池の所在する場所以外の場所において人が監視、制御等することをいう。）を行う一般取扱所		
細則 3-2	<u>非常用発電設備等の排気筒を不燃材料被覆する一般取扱所の自主保安基準</u> <作成の必要がある施設>①から③のすべてに当てはまる一般取扱所 ①危規則第 28 条の 57 第 2 項を適用する区画室単位の一般取扱所 ②非常用発電設備等の排気筒が、一般取扱所とその他の部分を区画する壁又は床を貫通する一般取扱所 ③危政令第 23 条の特例要件として、排気筒の周囲を金属以外の不燃材料で有効に被覆する一般取扱所		
細則 3-3	<u>非常用発電設備の遠隔制御等を行う一般取扱所の自主保安基準</u> <作成の必要がある施設>非常用発電設備の遠隔制御等（非常用発電設備の所在する場所以外の場所において人が監視、制御等することをいう。）を行う一般取扱所		
細則 3-4	<u>リチウムイオン蓄電池設備の遠隔制御等を行う一般取扱所の自主保安基準</u> <作成の必要がある施設>リチウムイオン蓄電池設備の遠隔制御等（リチウムイオン蓄電池設備の所在する場所以外の場所において人が監視、制御等することをいう。）を行う一般取扱所		
4 その他の細則		作成	変更
細則 4-1	<u>危険物の取扱工程又は設備等の変更に伴う危険要因の把握及び当該危険要因に対する対策【危規則第 60 条の 2 第 1 項第 8 号の 3 関係】</u> <作成の必要がある施設>全ての製造所及び一般取扱所		
細則 4-2	<u>単独荷卸しを行う危険物施設が講じる安全対策</u> <作成の必要がある施設>危険物施設の危険物取扱者の立会いなしに、移動タンク貯蔵所に乗務する危険物取扱者が単独で荷卸しを行う危険物施設		

細則 4－3	<u>移送取扱所の配管工事等の保安に係る自主保安基準【危規則第 60 条の 2 第 1 項第 9 号及び第 10 号関係】</u> ＜作成の必要がある施設＞全ての移送取扱所		
細則 4－4	<u>太陽光発電設備を設置する危険物施設が講じる安全対策</u> ＜作成の必要がある施設＞太陽光発電設備を設置する危険物施設		
細則 4－5	<u>ドライコンテナによる危険物の貯蔵</u> ＜作成の必要がある施設＞ドライコンテナにより危険物を貯蔵する屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所		
細則 4－6	<u>ガイドラインにより危険区域を設定し、非防爆機器を点検等に用いる危険物施設が定める自主行動計画</u> ＜作成の必要がある施設＞「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」により精緻な危険区域を設定し、非防爆機器を用いて点検等を行う危険物施設		
細則 4－7	<u>ドローンによる危険物施設の点検及び現場確認等の計画</u> ＜作成の必要がある施設＞点検や災害時の現場確認でドローンの使用を計画する危険物施設		
細則 4－8	<u>製造所又は一般取扱所において電気機械器具等を使用する場合の自主保安基準</u> ＜作成の必要がある施設＞電気機械器具等の使用について、「可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスがもれ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所」に該当しないものとする製造所又は一般取扱所		